

(案)

大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する
基本方針について（答申）

令和４年（2022年）12月〇日

大阪狭山市これからの学校園のあり方検討委員会

構成

第1章	はじめに	1
第2章	本市の学校園を取り巻く現状と今後の見通しについて	2
	(1) 学校園の標準的な規模等についての国の考え方について	2
	(2) 園児・児童・生徒数及び学級数の推移と今後の見通しについて	3
	(3) 学校園の配置状況について	5
	(4) 学校園の適正規模・適正配置に関するアンケート調査結果【抜粋】	7
第3章	幼稚園・こども園の適正規模・適正配置について	12
	(1) 基本的な考え方について	12
	(2) 幼稚園の適正規模について	12
	(3) 必要な対策について	12
第4章	小学校・中学校の適正規模・適正配置について	14
	(1) 基本的な考え方について	14
	(2) 学校規模によるメリット・デメリットについて	15
	(3) 学校規模について	16
	(4) 通学距離・通学時間について	18
	(5) 学校規模の適正化の検討が必要な範囲について	18
	(6) 必要な対策について	19
	(7) 地域（中学校区）別の課題と方向性について	22
第5章	今後の進め方について	24
	(1) 子どもたちにとって安全でより良い教育・保育環境の実現	24
	(2) 速やかかつ着実な取り組みの推進	24
	(3) 社会情勢の変化を踏まえた見直しと情報発信	24
資料1	諮問書（写）	25
資料2	大阪狭山市これからの学校園のあり方検討委員会設置規則	26
資料3	大阪狭山市これからの学校園のあり方検討委員会 委員名簿	28
資料4	大阪狭山市これからの学校園のあり方検討委員会 審議経過（概要）	29

第1章 はじめに

近年、就学前の幼児の保育・教育段階並びに小学校・中学校の義務教育段階を取り巻く状況を見ると、少子化の影響による園児・児童・生徒数の減少に加え、保育ニーズの高まりや防災意識の高まり、学習指導要領等の改訂、小学校における35人学級編制の導入、ICT教育の拡充、教職員の働き方改革など、学校園（市立の幼稚園、認定こども園、小学校及び中学校のこと。以下、同じ）を取り巻く環境が大きく変化しています。

このような中、大阪狭山市これからの学校園のあり方検討委員会（以下、「本委員会」という。）は、令和3年7月、大阪狭山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）から、次の事項について諮問を受けました。

諮問事項

・「大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針」の策定について

本委員会では、令和3年7月から9回にわたり、学校園の現状や今後の児童生徒数の見通し、地域の実情や児童生徒・保護者・教職員等へのアンケート調査結果などをもとに、大阪狭山市の子どもたちにとって、より良い教育環境とは何かという視点で、慎重に審議を重ねてきました。

このたび、大阪狭山市における学校園の適正規模・適正配置等について、考え方を取りまとめましたので、ここに答申します。

教育委員会におかれましては、本答申を受け、「大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を速やかに策定し、学校園を取り巻く様々な課題の解決に向け、最善の努力をされるよう望みます。

第2章 本市の学校園を取り巻く現状と今後の見通しについて

(1) 学校園の標準的な規模等についての国の考え方

小学校・中学校の標準的な規模等については、昭和22年に学校教育法施行規則等が整備され、12～18学級を標準とすることや、通学距離を小学校では約4km、中学校では約6kmとする考え方が示されました。各自治体においては、こうした標準や通達等を参考とし、それぞれの地域の実情に応じて、保護者や地域住民等の理解と協力を得ながら、学校規模及び配置の適正化を進めてきました。

その後、全国的な少子化等の影響から、文部科学省において平成27年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が作成され、通学時間は「おおむね1時間以内」を目安とすることなどが示されたほか、令和3年には、学校編制の基準として、新たに小学校の1学級あたりの児童数を35人とする（従来は40人で、1年生のみ35人）が定められました。

また、幼児期の教育における標準的な規模等については、昭和31年の幼稚園設置基準において、1学級の幼児数は35人以下を原則とし、担任を1人配置することなどが示されています。

国の学級編制の標準の考え方

	1学級あたりの人数	学級数	通学距離（通学時間）
幼稚園	35人以下	—	—
小学校	35人※	12学級以上18学級以下 （1学年あたり2～3学級）	4km以内 （おおむね1時間以内）
中学校	40人	12学級以上18学級以下 （1学年あたり4～6学級）	6km以内 （おおむね1時間以内）

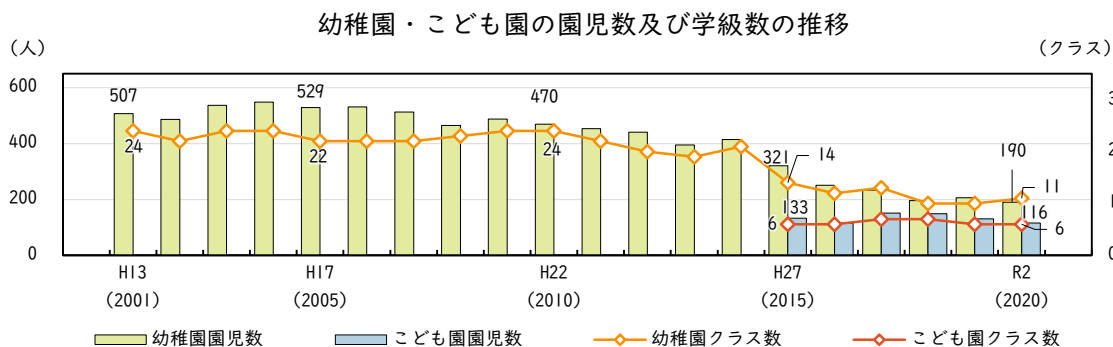
※従来は40人（1年生のみ35人）。法改正に伴い、令和3年度から5年間かけて段階的に移行中。

(2) 園児・児童・生徒数及び学級数の推移と今後の見通しについて

①園児数及び学級数の推移

本市の市立幼稚園の園児数は平成１６年度の５４８人（全２４学級）をピークに減少傾向が続き、令和２年度には１９０人（全１１学級）となっています。

子ども・子育て支援新制度がはじまった平成２７年度に一部の市立幼稚園が認定こども園へ移行し、令和２年度のこども園の園児数をみると、教育利用（１号認定）の園児が３８人、保育利用（２号認定）の園児が７８人、計１１６人となっています。

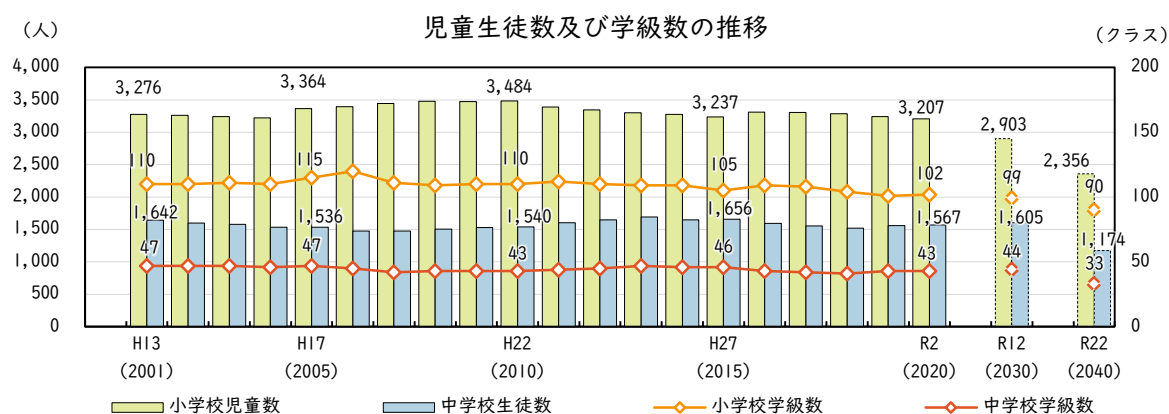


※こども園は教育利用（１号認定）、保育利用（２号認定）を含めた３～５歳児の園児数・学級数を示す。

②児童生徒数及び学級数の推移と今後の見通し

児童生徒数をみると、平成１３年度では小学校の児童３，２７６人（全１１０学級）、中学校の生徒１，６４２人（全４７学級）から概ね横ばいが続いています。

令和２年度以降緩やかに減少し令和２２年度には児童２，３５６人（全９０学級）、生徒１，１７４人（全３３学級）まで減少する見込みです。



※令和２年度までは実数値、令和１２年度、令和２２年度は、コーホート要因法で推計した数値に市独自の補正を行ったもの

※学級数の推計値は１学級あたり小学校３５人、中学校４０人とした場合の値

現在の小学校・中学校の児童・生徒数及び学級数の状況【令和4年度（2022年度）】

		児童数・学級数						計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	
東小	児童数	159	162	149	140	141	142	893
	学級数	5	5	5	4	4	4	27
西小	児童数	64	72	68	61	48	57	370
	学級数	2	2	2	2	2	2	12
南第一小	児童数	39	41	33	33	41	41	228
	学級数	2	2	1	1	1	1	8
南第二小	児童数	82	91	80	86	88	96	523
	学級数	3	3	3	3	3	3	18
南第三小	児童数	29	37	31	46	35	51	229
	学級数	1	1	1	2	1	2	8
北小	児童数	101	76	83	93	77	82	512
	学級数	3	3	3	3	3	3	18
第七小	児童数	87	93	64	66	88	68	466
	学級数	3	3	2	2	3	2	15

		生徒数・学級数			計
		1年	2年	3年	
狭山中	生徒数	218	207	193	618
	学級数	6	5	5	16
南中	生徒数	153	168	156	477
	学級数	4	5	4	13
第三中	生徒数	160	130	168	458
	学級数	4	4	5	13

今後の小学校・中学校の児童・生徒数及び学級数の見通し

	R2 (2020)		R7 (2025)		R12 (2030)		R17 (2035)		R22 (2040)	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
東小	879	25	973	30	891	27	757	24	726	24
西小	363	12	478	18	413	15	296	12	280	12
南第一小	253	8	173	6	154	6	139	6	132	6
南第二小	517	17	367	12	301	12	241	12	227	12
南第三小	240	9	227	9	185	6	178	6	178	6
北小	500	16	579	18	528	18	491	18	489	18
第七小	455	15	515	18	431	15	344	12	324	12

	R2 (2020)		R7 (2025)		R12 (2030)		R17 (2035)		R22 (2040)	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
狭山中	598	16	705	20	752	20	658	19	596	15
南中	496	13	452	13	363	10	299	9	267	9
第三中	473	14	462	12	490	14	382	11	311	9

※令和2年度は実数値、令和7年度以降はコーホート要因法で推計した数値に市独自の補正を行ったもの

※学級数は、1学級あたり小学校35人、中学校40人とした場合の推計値

(3) 学校園の配置状況について

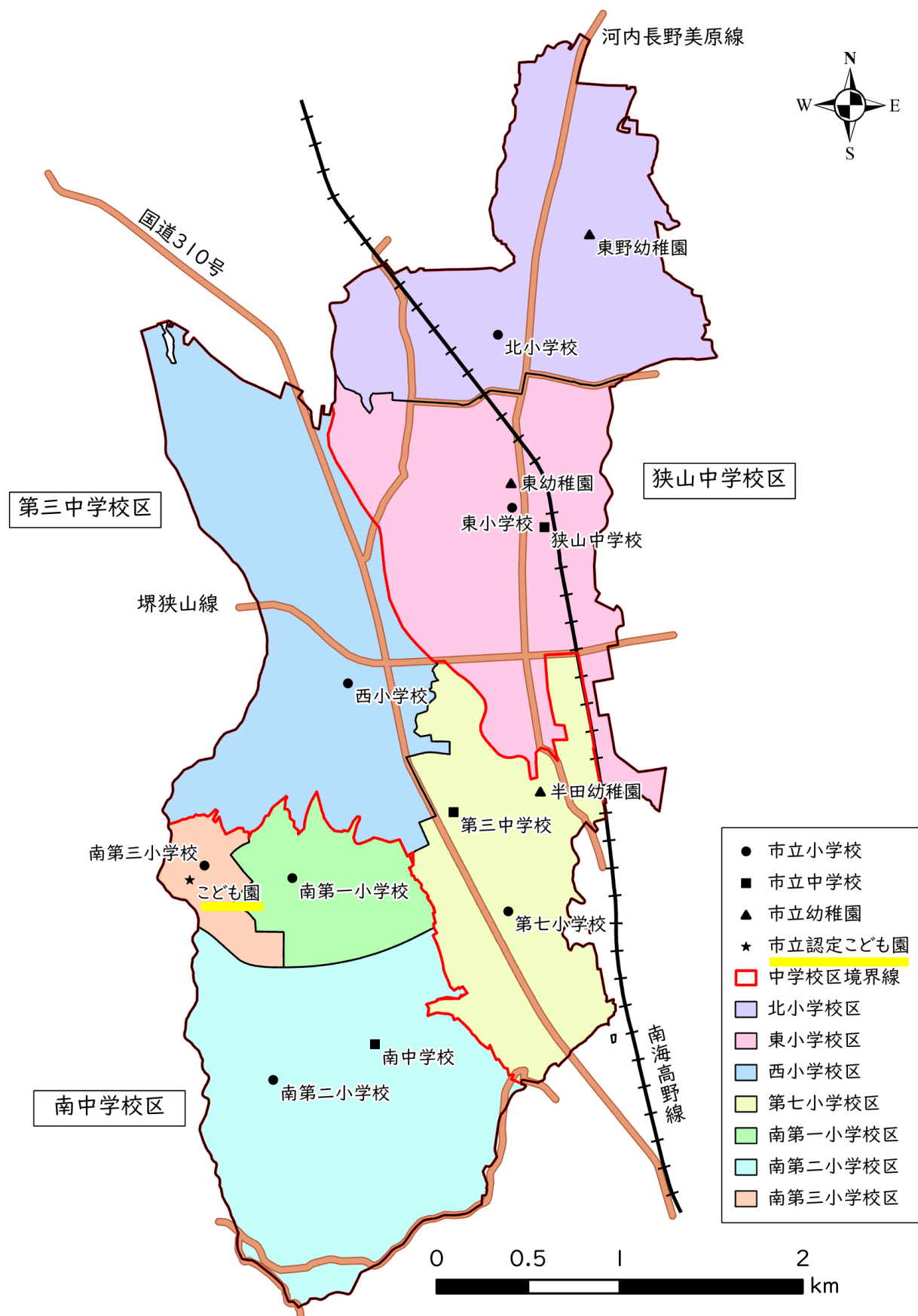
①対象施設

本答申の対象施設は、幼稚園3園、認定こども園1園、小学校7校、中学校3校とします。

	対象施設名	建物名	建築年	構造・階数	延床面積 (㎡)
幼稚園	東幼稚園	保育棟	S50 (1975)	RC2	243.00
		管理及び保育棟	S50 (1975)	RC2	1,082.00
	半田幼稚園	遊戯室	S53 (1978)	RC1	421.00
		保育室1	S53 (1978)	RC1	58.93
		保育室2	S57 (1982)	RC1	56.00
	東野幼稚園	園舎	S57 (1982)	RC2	849.36
認定こども園	こども園	管理及び保育棟 (旧第2保育所)	S50 (1975)	RC1	622.22
		保育室 (旧南第三幼稚園)	S50 (1975)	RC2	305.00
		遊戯室 (旧南第三幼稚園)	S53 (1978)	RC2	187.00
		管理室 (旧南第三幼稚園)	S53 (1978)	RC1	619.59
小学校	東小学校	校舎1	S44 (1969)	RC3	3,739.00
		校舎2	S49 (1974)	RC3	1,569.00
		校舎3	S56 (1981)	RC3	384.00
		体育館	H7 (1995)	RC2	883.00
	西小学校	校舎1	S45 (1970)	RC3	3,147.00
		校舎2	S57 (1982)	RC3	653.00
		校舎3	S62 (1987)	RC3	385.00
		体育館	S47 (1972)	RC2	604.00
	南第一小学校	校舎1	S45 (1970)	RC3	937.00
		校舎2	S45 (1970)	RC2	997.00
		校舎3	S45 (1970)	RC3	2,394.00
		校舎4	S48 (1973)	RC3	976.00
	南第二小学校	体育館	S45 (1970)	RC2	657.00
		校舎1	S49 (1974)	RC3	1,747.00
		校舎2	S49 (1974)	RC2	1,230.00
		校舎3	S49 (1974)	RC3	2,440.00
		体育館	S49 (1974)	RC2	784.00
	南第三小学校	校舎1	S53 (1978)	RC4	4,720.00
		体育館	S53 (1978)	RC2	813.00
	北小学校	校舎1	S52 (1977)	RC3	4,138.00
		体育館	S52 (1977)	RC1	713.00
	第七小学校	校舎1	H2 (1990)	RC3	1,766.00
		校舎2	H2 (1990)	RC3	2,711.00
		体育館	H2 (1990)	RC2	804.00
中学校	狭山中学校	校舎1	S36 (1961)	RC2	4,130.00
		校舎2	S55 (1980)	S2	768.00
		体育館	S51 (1976)	RC2	1,172.00
	南中学校	校舎1	S47 (1972)	RC3	2,700.00
		校舎2	S51 (1976)	RC3	1,366.00
		校舎3	S47 (1972)	RC2	1,875.00
		校舎4	S47 (1972)	RC3	803.00
		体育館	S47 (1972)	RC2	1,005.00
	第三中学校	校舎1	S56 (1981)	RC4	4,117.00
		校舎2	S56 (1981)	RC3	1,949.00
		校舎3	H5 (1993)	RC2	341.00
		体育館	S56 (1981)	RC2	1,139.00

※延床面積は、公立学校施設台帳の数値（倉庫や機械室等の小規模な建物を除く。）

②学校園位置図及び各小学校・中学校の校区図



(4) 学校園の適正規模・適正配置に関するアンケート調査結果【抜粋】

本市の学校園のあり方を検討するにあたり、児童生徒、保護者、教職員、市民の意向を把握する必要があると考え、検討の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

各調査の概要は以下のとおりです。

■学校園の適正規模・適正配置に関するアンケート調査

<幼稚園>

- ・実施期間：令和４年７月８日（金）～１９日（火）（未就園児の保護者は２９日（金）まで）
- ・調査方法：各施設で用紙を配布し回収
- ・調査対象：幼稚園・認定こども園・保育所の保護者及び教職員、未就園児事業に参加する保護者、ぽっぴえん・ＵＰっぴをアンケート実施期間に利用した保護者

対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
保護者	995	657	66%
教職員	85	64	75%

<小学校>

- ・実施期間：令和４年７月８日（金）～１９日（火）（教職員は２６日（火）まで）
- ・調査方法：専用フォームによる回答（１年生保護者のみ用紙と併用）
- ・調査対象：市内の小学校の児童（１～３年生を除く）、保護者及び教職員

対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
児童	1,580	1,267	80%
保護者	2,478	1,793	72%
教職員	143	92	64%

<中学校>

- ・実施期間：令和４年７月８日（金）～１９日（火）（教職員は２６日（火）まで）
- ・調査方法：専用フォームによる回答
- ・調査対象：市内の中学校の生徒、保護者及び教職員

対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
生徒	1,553	971	63%
保護者	1,430	714	50%
教職員	73	58	79%

■公共施設に関する市民アンケート調査（※大阪狭山市総務部行財政マネジメント室により実施）

- ・実施期間：令和４年６月１６日（木）～３０日（木）
- ・調査方法：郵送配布・郵送回収
- ・調査対象：１６歳以上の市民３,０００人（無作為抽出）

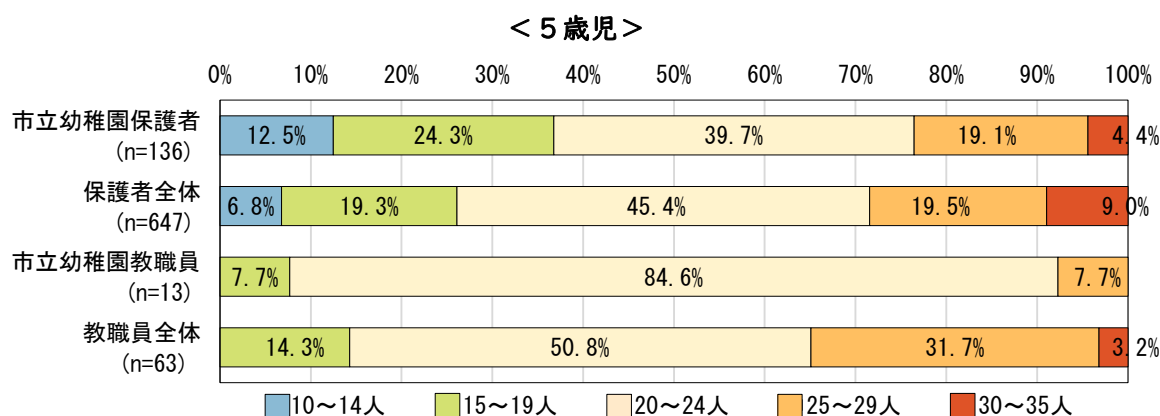
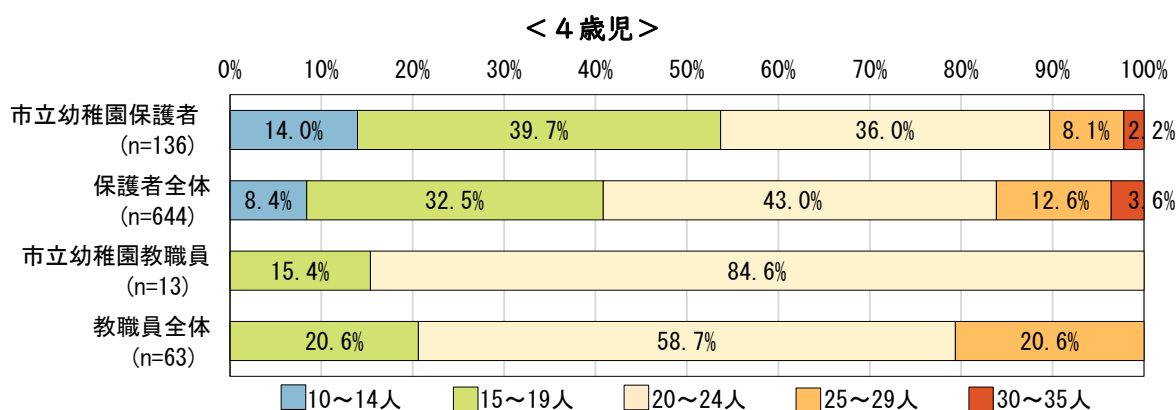
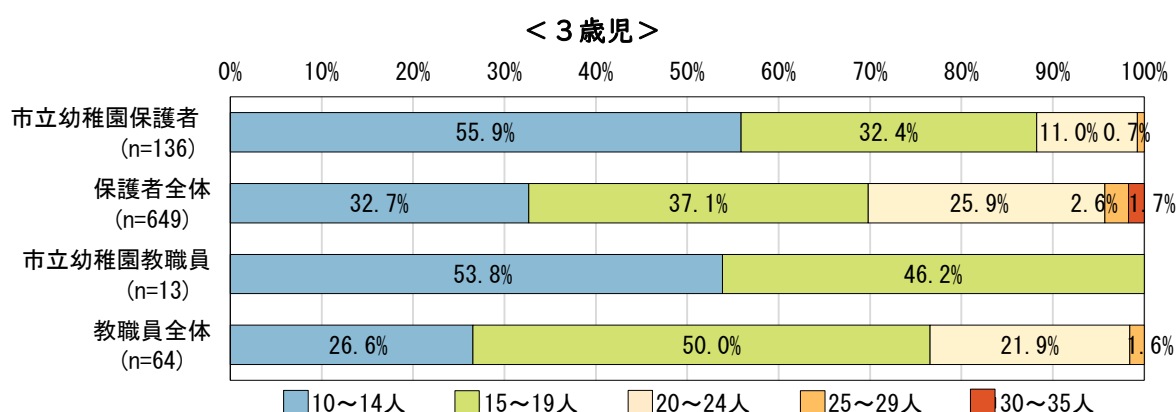
対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
市民	3,000	1,106	37%

①学校園の適正規模・適正配置に関するアンケート調査の概要

(ア) 幼稚園

○1クラスあたりの望ましい人数（保護者・教職員）

- ・ 3歳児：全体では保護者・教職員とも「15～19人」が最も望まれています。
市立幼稚園では「10～19人」の範囲に保護者の9割・教職員の全数が含まれています。
- ・ 4歳児：全体では保護者・教職員とも「20～24人」が最も望まれています。
市立幼稚園では「15～24人」の範囲に保護者の8割・教職員の全数が含まれています。
- ・ 5歳児：全体では保護者・教職員とも「20～24人」が最も望まれています。
市立幼稚園では「15～29人」の範囲に保護者の8割・教職員の全数が含まれています。



(イ) 小学校

○1学年あたりの望ましい学級数

- ・保護者全体の多くは3～4クラス（1学校あたり18～24学級）を望まれています。
- ・教職員全体の多くは3クラス（1学校あたり18学級）を望まれています。

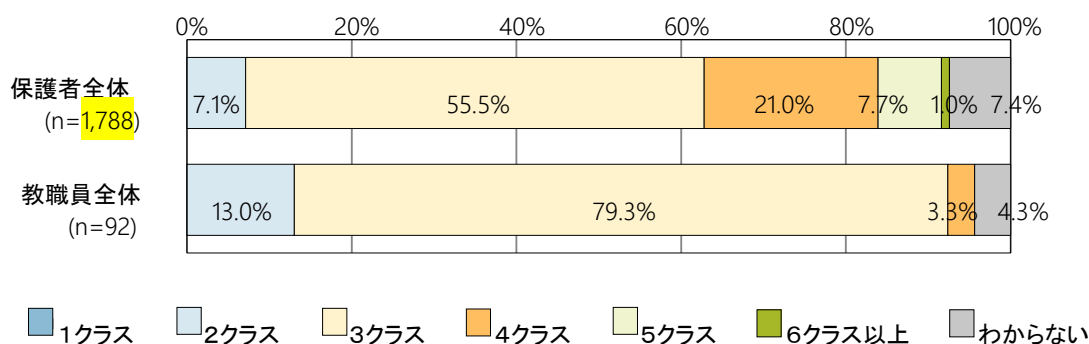
○学校園の適正規模や適正配置の検討を進めるうえで配慮する点

- ・保護者、教職員ともに全体で子どもたちの通学と安全の確保を最も重視しています。

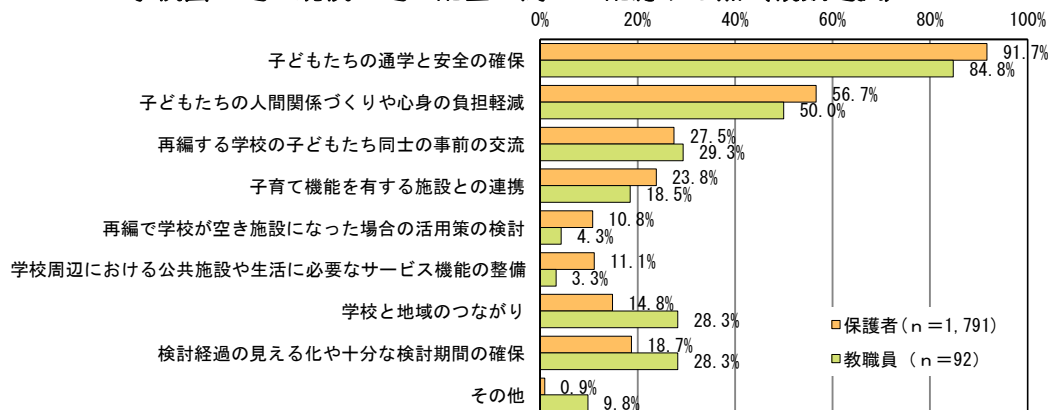
○許容できる通学時間

- ・保護者の許容できる通学時間は、おおむね現状の校区の範囲に相当する「40分程度」までで99.5%となっています。

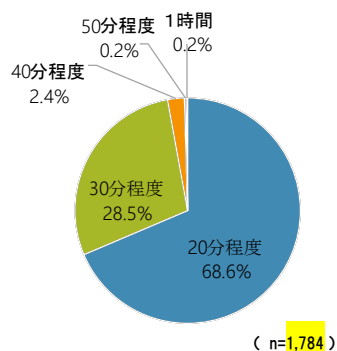
1学年あたりの望ましい学級数



学校園の適正規模・適正配置に関して配慮する点（複数選択）



許容できる通学時間の限度（保護者）



(ウ) 中学校

○1学年あたりの学級数

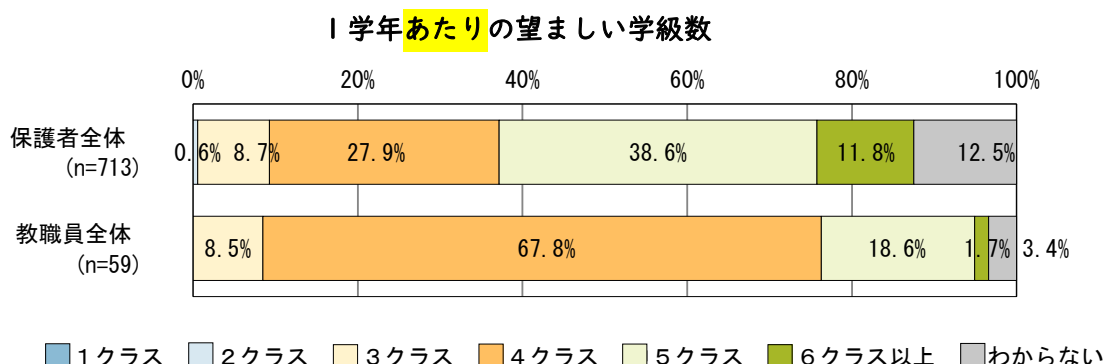
- ・保護者、教職員ともに全体の多くは4～5クラス（1学校あたり12～15学級）を望んでいます。

○学校園の適正規模や適正配置の検討を進めるうえで配慮する点

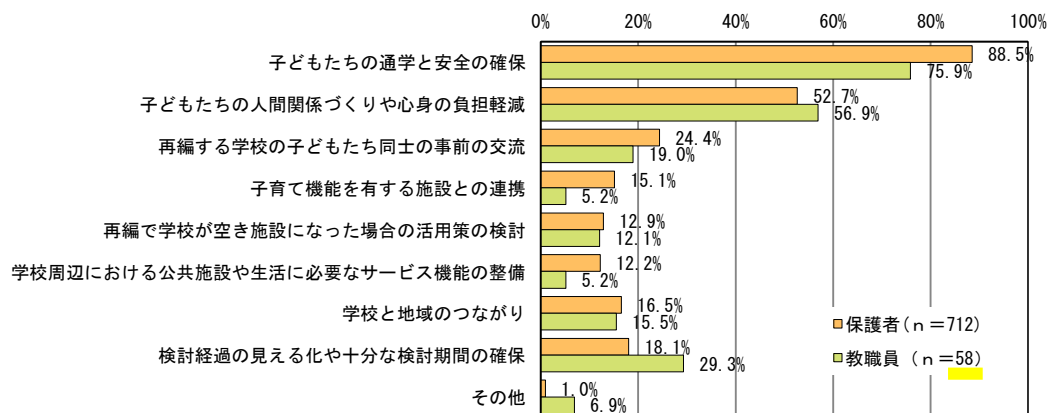
- ・保護者、教職員ともに全体で子どもたちの通学と安全の確保を最も重視しています。

○許容できる通学時間

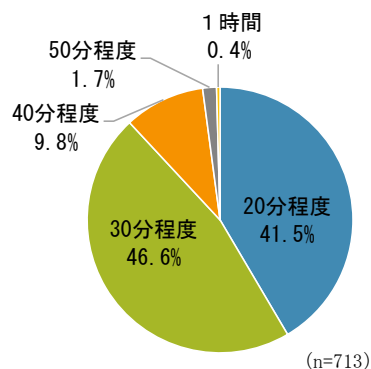
- ・保護者の許容できる通学時間は、おおむね現状の校区の範囲に相当する「50分程度」までで99.6%となっています。



学校園の適正規模・適正配置に関して配慮する点（複数選択）



許容できる通学時間の限度（保護者）



②市民アンケート調査

○学校園の適正規模・適正配置の取組みについて

- ・各学校が抱える課題の解決に向けた、学校園の適正規模・適正配置の取組みの方向性については、8割の方が賛成しています。

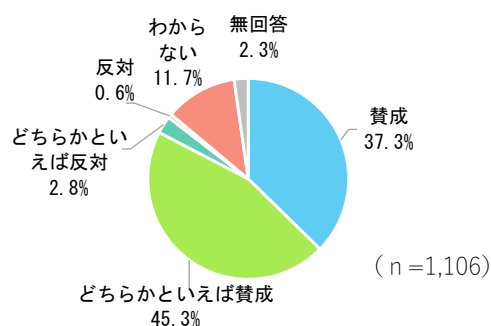
○市立幼稚園の適正規模・適正配置の取組みについて

- ・就学前の子どもの豊かな育ちを保障するため市立幼稚園では一定の規模での保育の実現を図るべきという意見が8割を占め、そのためには統合や複合化もやむを得ないとされています。

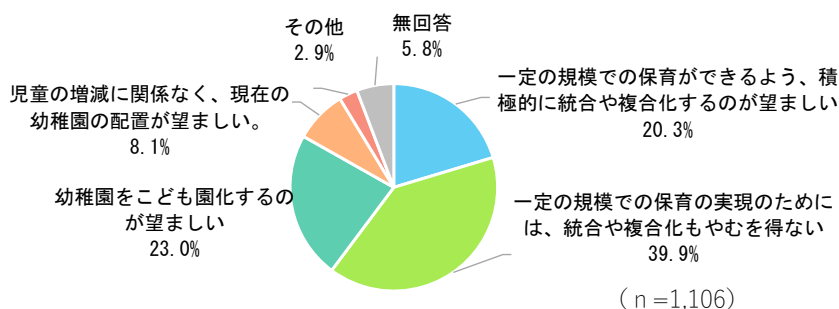
○学校園の適正規模や適正配置の検討を進めるうえで配慮する点

- ・子どもたちの通学と安全の確保を最も重視しています。

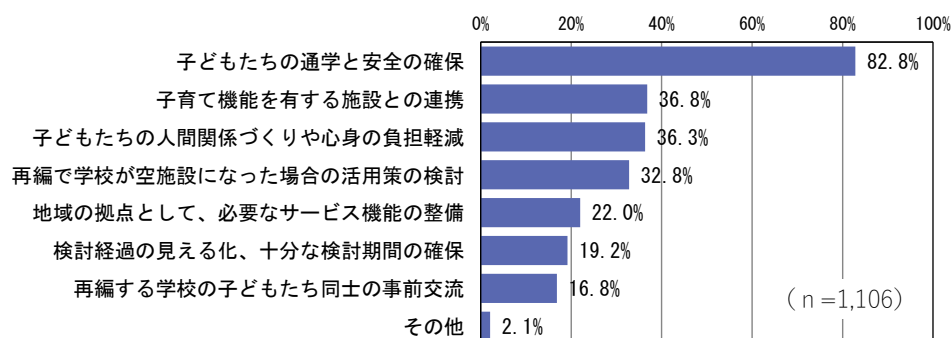
学校園の適正規模・適正配置について



市立幼稚園の適正規模・適正配置について



学校園の適正規模・適正配置に関して配慮する点（複数選択）



第3章 幼稚園・こども園の適正規模・適正配置について

(1) 基本的な考え方について

幼児期における教育は、友達同士での体験を通した学びなど、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要なものであり、幼児期の発達の特性を踏まえ、園児が友達と生活や遊びを楽しむことを体験して自分らしさを発揮し、自分たちで考え、主体的に物事を進めていく力を身に付けていくための環境づくりが求められます。

本市の市立幼稚園及びこども園については、全国的な少子化傾向に加え、保育ニーズの高まりや幼児教育・保育の無償化などを背景として、園児数の減少が課題となっています。

保護者へのアンケートでは、将来的に幼稚園はこども園化が望ましいといった回答も見られましたが、公立園での教育・保育を選択する機会を保障し、小中学校との連携、特別支援教育の充実やセーフティネット機能など、公立園の果たすべき役割を維持することの重要性を考え、適正規模を見据えつつ、幼稚園、こども園ともに、引き続き、公立として維持していくべきです。

(2) 幼稚園の適正規模について

本市における園児にとって望ましい教育・保育環境を実現していくため、年齢（発達段階）に合わせて、以下の区分を設定すべきです。

本委員会が考える幼稚園の適正規模

	1学年あたりの学級数	1学級あたりの園児数
3歳児	2～3学級	10～19人
4歳児	2～3学級	15～24人
5歳児	2～3学級	15～29人

(3) 必要な対策について

①幼稚園に対する対策

市立幼稚園については、複数学級での運営が難しい状況にあります。幼児期の発達段階に応じた集団活動の維持・充実を図るために、適正な規模での教育・保育の機会を提供するため、再編・統合していくことが必要と考えられます。

統合に伴い新たに実現する幼稚園においては、適正規模の考え方に基づき、1学級あたりの人数について、3歳児は10～19人、4歳児は15～24人、5歳児は15～29人とし、各学年2～3学級を編制できるように検討してください。

施設の配置については、既存の施設の活用だけに限定することなく、既存の認定こども園や保育所等も含めた地域間での立地のバランスや、周辺の交通、道路事情や駐車・駐輪スペースなどを考慮する必要があります。必要な機能を再整理し、改修や増改築等の必要性について費用等も含めて検討してください。

再編・統合は可能な限り早期に実現すべきですが、現在の利用者等への配慮も必要であるため、一定の移行期間が必要になると考えられます。3園とも施設の老朽化も進んでいますので、再編・統合の実現に至るまでの間の施設の維持管理についても検討してください。

また、再編・統合した場合に、現在よりも通園距離や通園時間が長くなる地域が生じることが想定されるため、市内全域から通園できるよう、送迎バスの導入を検討するとともに、預かり保育の長時間化や給食の実施など保護者のニーズを的確に把握し、幼稚園の充実に向けて検討してください。

なお、アンケートにおいては、市立幼稚園では、小学校との連携について保護者の期待が大きいことも明らかとなっています。そういった幼稚園の魅力を引き続き継承していくとともに、地域の子育て環境の充実に寄与していくことを期待します。

(参考) 令和4年度の状況をもとに1園に統合した場合の園児数・学級数のイメージ

		東	半田	東野	合計	想定	
3歳児	園児数	27	15	14	56	56	1学級19人
	学級数	2	1	1	4	3	
4歳児	園児数	27	19	13	59	59	1学級20人
	学級数	1	1	1	3	3	
5歳児	園児数	26	14	13	53	53	1学級27人
	学級数	1	1	1	3	2	
合計	園児数	80	48	40	168	168	1学級21人
	学級数	4	3	3	10	8	

※幼稚園を希望する子どもの数が減少傾向にあり、統合に向けて一定の移行期間を設けることを想定すれば、上表の想定は、現状考えられる範囲での統合園における最大規模にあたりと考えられます。

②こども園に対する対策

こども園は、現在は0～3歳児施設と4～5歳児施設の二つの園舎で運営されているため、例えば、0歳児から5歳児まで幅広い子どもたちが交わって生活していくことにより、自然に上の年齢の子どもへのあこがれを抱いたり、下の年齢の子どもへのいたわりの心を育むといった、認定こども園の良さを活かした教育・保育の実践が重要な課題となっています。

また、両施設とも建築後40年以上が経過しており、今後も維持管理に多額の経費が必要となることが見込まれるほか、施設ごとに早朝・延長保育への対応が必要となるため、職員配置においても通常よりも多くの人数が必要となるなど、非効率的な運営が続いています。

そのため、こども園については、一つの園舎での運営の実現に向けて、園舎の移転（建替え）や増改築による施設の統合を進めるべきです。また、あわせて、定員の見直しや満3歳児保育の実施についても検討してください。

なお、具体的な再配置の手法や時期、立地については、こども園単独で検討するのは難しく、小学校・中学校の適正配置や市全体の公共施設の再配置の取組み、今後のまちづくりの動向なども視野に入れながら、他の施設との複合化も含めて検討を進めていくことが望ましいと考えますが、できるだけ早期に一つの施設で運営できるよう、新たに必要となる敷地や諸室の条件整理などについては、早急に検討してください。

第4章 小学校・中学校の適正規模・適正配置について

(1) 基本的な考え方について

小学校・中学校は、単に知識や技能を習得するだけではなく、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付ける場です。そうした教育を実現していくためには、一定の規模の集団が確保されていることはもちろん、経験年数や専門性等についてバランスの取れた教職員が配置されていることが望ましいと考えます。

学校規模の適正化は、様々な要素が絡む課題ですが、あくまでも児童生徒の教育環境の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきであり、これからの時代に求められる教育内容や指導方法の改善の方向性も十分勘案しつつ、保護者や地域住民の共通理解を図りながら、適正化に向けて検討していく必要があります。

また、小学校・中学校は、各地域のコミュニティの核としての性格も有しており、防災や地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っています。学校教育は地域の未来の担い手である子どもたちを育む営みでもあり、将来のまちづくりの視点を踏まえた検討が求められると考えます。

(2) 学校規模によるメリット・デメリットについて

適正規模の検討にあたり、規模が小さい場合と大きい場合におけるメリット・デメリットについて、主なものを整理すると下表のとおりです。

学校規模によるメリット・デメリット

	規模が小さい場合		規模が大きい場合	
	メリット	デメリット	メリット	デメリット
学習面	・児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 ・学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。	・集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあい、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 ・単学級の場合、学級間の相互啓発がなされにくい。 ・運動会などの学校行事や部活動等に制約が生じやすい。 ・中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。 ・グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りにくい。	・集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力をさらに伸ばしやすい。 ・運動会などの学校行事や活動等に活気が生じやすい。 ・中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しやすい。 ・グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りやすい。	・児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。 ・学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくい。
生活面	・児童・生徒相互の人間関係が深まりやすい。 ・異学年間の交流が生まれやすい。 ・児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	・クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 ・集団内の男女比に極端な偏りが生じる可能性がある。 ・切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。 ・組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。	・クラス替えがしやすいことなどから、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい。 ・切磋琢磨すること等を通じて、社会性や協調性、たくましさ等を育みやすい。 ・学校全体での組織的な指導体制を組みやすい。	・学年内・異学年間の交流が不十分になりやすい。 ・児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。
学校運営面・財政面	・全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 ・学校が一体となって活動しやすい。 ・施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。	・経験、教科、特性などの面でバランスのとれた教職員の配置を行いにくい。 ・学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・協力・切磋琢磨等が行いにくい。 ・一人に複数の校務分掌が集中しやすい。 ・教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。 ・子ども一人あたりにかかる経費が大きくなりやすい。	・経験、教科、特性などの面でバランスのとれた教職員の配置を行いやすい。 ・学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・協力・切磋琢磨等が行いやすい。 ・校務分掌を組織的に行いやすい。 ・出張、研修等に参加しやすい。 ・子ども一人あたりにかかる経費が小さくなりやすい。	・教職員相互の連絡調整が図りづらい。 ・特別教室や体育館等の施設・設備の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある。
その他	・保護者や地域社会との連携が図りやすい。	・PTA活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい。	・PTA活動等において、役割分担により、保護者の負担を分散しやすい。	・保護者や地域社会との連携が難しくなりやすい。

資料：文部科学省が都道府県・市町村の計画等を参考に作成し、中央教育審議会の初等中等教育分科会の小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会〔第8回：H20.12.2〕で配布した資料をもとに作成

(3) 学校規模について

①小学校

本市における児童にとって望ましい教育環境を実現していくため、以下の区分を設定すべきです。

本委員会が考える小学校の適正規模

小規模校	適正規模校	大規模校
6 学級以上 11 学級以下	12 学級以上 18 学級以下（1 学年あたり 2～3 学級）を標準とし、24 学級（1 学年あたり 4 学級）までは許容範囲とする	25 学級以上 30 学級以下

<適正規模校>

国が示す小学校の標準規模としては「12 学級以上 18 学級以下（1 学年あたり 2～3 学級）」となっており、教職員のアンケートにおいても、1 学年あたりの望ましい学級数として、「3 学級（79.3%）」が最も多くみられることから、本市における小学校の規模として、国の基準は参考にすべき適正な学校規模の水準にあると考えます。

他方、本市の小学校の学級数の変遷をみると、複数の学校において 18 学級を超えて運用されてきた経過があり、保護者のアンケートにおいても、1 学年あたりの望ましい学級数として、「3 学級（55.5%）」に次いで「4 学級（21.0%）」との意見も多くみられています。

これらのことを考慮すると、本市の小学校においては、「24 学級（1 学年あたり 4 学級）」までは、適正な教育水準を維持する上で許容できる範囲にあると考えられます。

以上のことから、本市における学校規模の基準としては、適正規模を「12 学級以上 18 学級以下（1 学年あたり 2～3 学級）」とすることを基本とした上で、各校の実態等に合わせて「24 学級（1 学年あたり 4 学級）」までを許容する範囲とします。

<小規模校>

学級数が少ない場合のデメリットを考慮し、全学年が 1 学級となる「6 学級」を下限として、適正規模を下回る学校を「小規模校」とします。「小規模校」においては、適正規模校の範囲となるよう、早期に取組みの検討に着手する必要がある、とりわけ 5 学級以下（過小規模）となることがないよう配慮する必要があります。

<大規模校>

学級数が多い場合のデメリットを考慮し、1 学年あたり 5 学級となる「30 学級」を上限として、適正規模を上回る学校を「大規模校」とします。「大規模校」においては、適正規模校の範囲となるよう、早期に取組みの検討に着手する必要がある、とりわけ 31 学級以上（過大規模）となることがないよう配慮する必要があります。

なお、上記の区分は、本市の将来を見据え、全市的に小学校の基準として設定するものです。当然ながら、各学校によって、校舎や運動場の規模、必要な支援学級などの数には違いがあり、それぞれに置かれている状況は異なるため、適正規模の範囲にあれば良いという

ことではなく、各学校において、より良い教育環境の実現に向けた取組みの推進を期待します。

②中学校

本市における生徒にとって望ましい教育環境を実現していくため、以下の区分を設定すべきです。

本委員会が考える中学校の適正規模

小規模校	適正規模校	大規模校
6 学級以上 11 学級以下	12 学級以上 18 学級以下 (1 学年あたり 4 ～ 6 学級)	19 学級以上 24 学級以下

<適正規模校>

国が示す中学校の標準規模としては「12 学級以上 18 学級以下（1 学年あたり 4 ～ 6 学級）」となっています。アンケートによると、1 学年あたりの望ましい学級数として、教職員の回答では「4 学級（67.8%）」が最も多く、次いで「5 学級（18.6%）」となっており、保護者の回答では「5 学級（38.6%）」が最も多く、次いで「4 学級（27.9%）」、「6 学級以上（11.8%）」となっています。

いずれも国の考え方の範囲内であるため、本市における学校規模の基準としては、国の考え方に準じて、適正規模を「12 学級以上 18 学級以下（1 学年あたり 4 ～ 6 学級）」として設定します。

<小規模校>

学級数が少ない場合のデメリットを考慮し、全学年が 2 学級となる「6 学級」を下限として、適正規模を下回る学校を「小規模校」とします。「小規模校」においては、適正規模校の範囲となるよう、早期に取組みの検討に着手する必要がある、5 学級以下（過小規模）となることのないよう配慮する必要があります。

<大規模校>

学級数が多い場合のデメリットを考慮し、1 学年あたり 8 学級となる「24 学級」を上限として、適正規模を上回る学校を「大規模校」とします。「大規模校」においては、適正規模校の範囲となるよう、早期に取組みの検討に着手する必要がある、25 学級以上（過大規模）となることのないよう配慮する必要があります。

なお、上記の区分は、本市の将来を見据え、全市的に中学校の基準として設定するものです。当然ながら、小学校と同様、各学校によって、校舎や運動場の規模、必要な支援学級などの数には違いがあり、それぞれに置かれている状況は異なるため、適正規模の範囲にあれば良いということではなく、各学校において、より良い教育環境の実現に向けた取組みの推進に期待します。

(4) 通学距離・通学時間について

国においては、通学距離及び通学時間について、小学校はおおむね4 k m以内、中学校はおおむね6 k m以内、通学時間はおおむね1時間以内、という考え方が示されています。

本市は、通学において徒歩を原則としていますが（一部の中学校において、個別に事情を勘案したうえで、自転車通学等について認めている場合もあります。）、本市の小学校・中学校の配置について、それぞれ最も遠い校区界までの直線距離は、小学校は2. 2 k m、中学校は3. 1 k mが最長となっており、現在は国の基準よりもコンパクトな校区が設定できています。

また、保護者へのアンケートでは、許容できる通学時間として、小学校では「40分程度」までが99. 5%、中学校では「50分程度」までが99. 6%となっており、保護者はおおむね現状の校区の範囲については許容範囲と受け止めていることがわかります。

今後、校区の変更や施設の再配置等を検討する必要がある場合においては、国の基準を参考にした上で、現状における最長距離（小学校2. 2 k m、中学校3. 1 k m）を大きく上回ることはないよう配慮してください。

なお、アンケートでは、学校の適正規模・適正配置の検討にあたっては、「子どもたちの通学と安全の確保」を最重視すべきという回答が突出して高かったことを踏まえ、通学路の安全性について点検していくことも重要と考えます。

(5) 学校規模の適正化の検討が必要な範囲について

小学校・中学校ともに、適正規模校を基準としつつ、児童生徒の増減等により小規模校あるいは大規模校となる場合においては、適正規模の範囲に収まるよう、対策の検討を開始すべきです。特に、過小規模または過大規模となることが見込まれる状況に至った場合には、早急に（過小又は過大となる前に）、具体的な対策を講じるべきです。

なお、対策の実施にあたっては、保護者や地域住民、学校関係者等との丁寧な合意形成の機会を設けることが重要であり、実際に学校に通っている児童生徒もいることから、実現までに一定の期間が必要になるものと考えられます。

そのため、数年先の児童生徒数については、学齢簿データなどからできるだけ正確な推計に努めるとともに、地域における宅地開発の状況等も把握しながら、早い段階から情報公開等を行い、早めに検討に着手されることを望みます。

(6) 必要な対策について

①大規模校に対する対策

児童生徒数の増加により適正規模校の範囲を超え、大規模校となる場合又は現に大規模校となっている場合には、適正規模の範囲に収まるよう、以下の対策の検討を開始する必要があります。

(ア) 通学区域の見直し

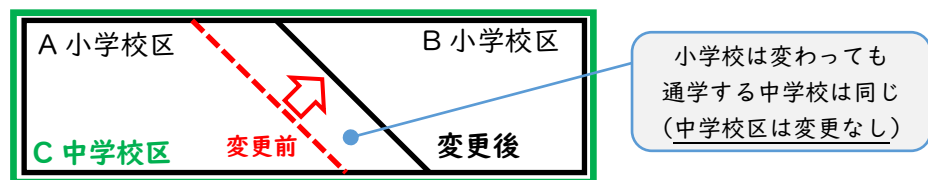
通学区域（校区）は、まちづくりの単位として地域のコミュニティにおいて基礎となるものですが、適正規模を超えて大規模化が進んでいる場合、各学校単独では子どもたちのより良い教育環境の実現が困難となるため、通学区域の見直しを検討してください。特に、規模の異なる学校同士が隣接する場合には有効な手法と考えられます。

本市の通学区域は、複数の小学校区をあわせて中学校区が形成されており、現在は同じ小学校から別の中学校に分かれて進学することはありません。通学区域の見直しにあたって、この関係性を前提に進めることが望ましいと考えられることから、「同一中学校区内の小学校同士の見直し」又は「小学校区と中学校区の一体的な見直し」を想定してください。

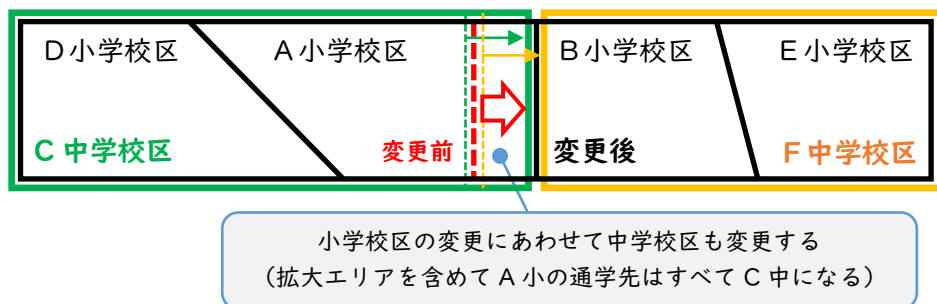
また、通学距離や通学経路の安全性などにも配慮するとともに、地域の自治会活動等との整合などについて、総合的な調整を行ってください。

通学区域の見直しのイメージ

ア) 同一中学校区内の小学校同士の見直し



イ) 小学校区と中学校区の一体的な見直し



※その他、異なる中学校区にまたがる小学校の通学区域の見直しも想定されますが、これについては保護者のアンケートで賛同が少なかったため、極力行わないようにしてください。

(イ) 通学区域の弾力化

校区の変更が難しい場合の選択肢として、基本となる通学区域（校区）はそのままに、区域の周辺など特定の地域に住む児童生徒について、一定の条件のもと指定校以外の隣接する学校への就学を認める（各家庭で通学する学校を選択できる）制度も考えられますので、これらの手法の有効性を検証の上、適用することも検討してください。

(ウ) 既設の学校の増改築等

大規模校に対して、直接的に適正規模に向かうための手法ではありませんが、児童生徒の増加で不足が見込まれる教室等の確保による緩和、改善という観点から、既設の学校の増改築等についても検討してください。

本市の小学校・中学校の校舎は全て耐震補強済みであり、一部の学校では老朽化に伴う大規模改修も実施しています。空き教室など校舎の一部や敷地内の余裕スペース等を活用して改修や増改築等を実施することにより、不足が見込まれる教室等の確保が可能な場合には、維持管理経費等も考慮した上で、実施の是非を検討してください。

一方で、建物の耐用年数は長期間にわたることから、増改築等を実施する場合には、当面は増加する児童生徒のための教育環境の確保に努めつつ、将来的には、例えば地域コミュニティの活動拠点としても転用可能な配置を検討するなど、学校教育用途以外の利用も視野に入れた設計上の工夫などについても検討が必要であると考えられます。

なお、今後、児童生徒数の更なる増加により、教室数の確保が中長期的に困難となることが明らかとなり、他の手法でも解決が困難な場合は、移転や建替えについても検討してください。

(エ) 近隣校の学校施設の共同利用

増改築等と同様に、直接的に適正規模に向かうための手法ではありませんが、隣接する学校施設等において、例えばプールや体育館といった体育スペースの共同利用により、教室容量に起因する教育上のデメリットを緩和できる場合には積極的に検討してください。

なお、その際には、児童生徒の移動の際の安全確保等には十分配慮してください。

(オ) 小中学校が連携した9年制の義務教育の推進

「小中一貫校※」や小学校から中学校までを一つの学校（運営組織）として柔軟な学校運営やカリキュラムの運用を行う「義務教育学校※」の設置により、大規模校の教室容量に起因する課題を解決することができる場合には、これらの手法についても検討してください。

また、関連する取組みとして、適正規模に向かうための手法ではありませんが、義務教育9年間を見通し、小学校から中学校への連続的な学びを推進するため、小学校5・6年生を対象として、教科別に専門の教員が教える「教科担任制」や学校又は地域の特色を生かし、学習指導要領等によらない特別の教育課程を編成し実施することができる「教育課程特例校」の導入についても検討してください。

※小中一貫校：組織上独立した小学校と中学校が一貫した教育を施すかたちで、それぞれに校長、教職員組織を有する学校のこと。

※義務教育学校：一人の校長のもと、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校のこと。

②小規模校に対する対策

児童生徒の減少により適正規模校の範囲を下回り、小規模校となる場合又は現に小規模校となっている場合には、適正規模の範囲に収まるよう、以下の対策の検討を開始すべきです。

(ア) 通学区域の見直し

大規模校に対する対策と同様に、小規模校に対する対策としても通学区域の見直しを検討してください。特に、規模の異なる学校同士が隣接する場合には有効な手法と考えられます。

通学区域の見直しにあたっては、通学距離や通学経路の安全性などに配慮の上で、小学校区と中学校区との整合、また、地域の自治会活動等との整合などについて、総合的な調整を行ってください。

(イ) 通学区域の弾力化

校区の変更が難しい場合は、基本となる通学区域（校区）はそのままに、区域の周辺など特定の地域に住む児童生徒について、一定の条件のもと指定校以外の隣接する学校への就学を認める（各家庭で通学する学校を選択できる）制度も考えられますので、これらの手法の有効性を検証の上、適用することも検討してください。

(ウ) 隣接する学校同士の統合

隣接する学校との統合により適正規模が確保される場合には、現状の学校規模における教育・学習環境及び学校運営上の課題の精査をしたうえで、統合について検討してください。

通常、統合する場合、どちらかの学校に統合され、一方は廃校となりますが、学校の統廃合は、児童生徒、保護者、地域住民及びその学校の卒業生等にも影響を及ぼします。また、地域コミュニティの核となる拠点施設として、防災、地域交流の場等、様々な機能を有していますので、跡地の活用も含めて、地域住民等との調整にも十分配慮してください。

(エ) 小中学校が連携した9年制の義務教育の推進

近隣の小中学校を統合することで子どもたちの学びや育ち、地域の課題等が解決され、より良い教育の実現が期待される場合には、小中一貫校や義務教育学校の設置についても検討してください。

(7) 地域（中学校区）別の課題と今後の方向性について

本答申は、各学校の具体的な取組みの内容や実施時期について決定するものではありませんが、すでに適正規模・適正配置の観点から課題を抱えている学校もみられるため、本委員会の委員からもそれぞれ個々の学校について様々な意見が寄せられました。

ここでは、(6)で示した「必要な対策」に基づき、現在の各中学校区の現状と今後必要と考えられる対応方策について、個別に整理しています。

今後は、本答申を踏まえ、それぞれの学校の状況等に応じて、優先順位付けを行い、速やかかつ着実な取組みの推進に努められることを強く望みます。

① 狭山中学校区（東小学校、北小学校、狭山中学校）

令和4年時点の学級数でみると、東小学校は「大規模校」、北小学校と狭山中学校は「適正規模校」となっています。ただし、狭山中学校については、数年後には「大規模校」となる見込みとなっています。東小学校や狭山中学校では、以前から敷地や校舎に余裕がないとの指摘があり、運動場も狭い状況となっています。

東小学校と北小学校は、小学校における35人学級の導入により普通教室の不足が見込まれるため、教育委員会では喫緊の対応として、現在、空き教室の転用や敷地内の余裕スペースへの増築による対応を進めていますが、増築にあたっては、単に35人学級による不足分だけに着目するのではなく、近年の両校の児童数の増加等の状況に加え、今後の見通しも考慮するようにしてください。

また、増築による対応は、適正規模の実現に向けた根本的な解決には至るものではないため、将来的には通学区域の見直しや通学区域の弾力化も視野に入れた検討も必要と考えられます。

狭山中学校については、今後も生徒数の増加が見込まれており、速やかな対応が求められています。また、以前から運動場の狭さが指摘されており、校舎の建築時期も市内で最も古く、施設の老朽化も課題となっており、建替えや増築を含む根本的な改善が求められます。

そのため、建替えや増築を検討する場合には、通学する子どもたちが小学校と中学校で連続して建替え等を経験することなく、また、その対応が遅れることのないよう、その実施時期については慎重に検討するとともに、児童生徒の移動の安全性を確保したうえで、プールや体育館など、体育スペースの共同利用などについても検討されることを望みます。

② 南中学校区（南第一小学校、南第二小学校、南第三小学校、南中学校）

令和４年時点の学級数でみると、南第一小学校と南第三小学校は「小規模校」、南第二小学校と南中学校は「適正規模校」となっています。

南第一小学校と南第三小学校では、すでに学年によって単学級が生じており、今後の見通しでは、３５人学級の導入を考慮しても、将来的には全学年で単学級となる見込みとなっています。

南第一小学校と南第三小学校は小規模校同士で隣接しているため、通学区域の見直しや通学区域の弾力化による適正規模の実現は難しいと考えられますが、両校を統合した場合には、中長期的に各学年２学級以上が実現できると見込まれることから、早急に統合について検討してください。

なお、両校の通学区域は小学校７校の中で１番目と２番目に狭く、統合してもなお他の５校の通学区域より狭い状況であり、子どもにとっての通学距離・通学時間という点に限れば、統合に向けた課題は大きくないと考えられます。

統合を検討する場合は、地域コミュニティの核として地域住民等との調整を踏まえ、実施時期を考慮する必要があります。現状の学校規模による教育・学習環境及び学校運営上の課題の精査及び丁寧な情報発信とともに、統合後に廃校となる学校の活用についても検討されることを望みます。

南第二小学校と南中学校は適正規模にあり、今後も当面の間は適正規模を維持する見通しであるため、適切に施設の維持管理を行いながら現状の維持に努めてください。

③ 第三中学校区（西小学校、第七小学校、第三中学校）

令和４年時点の学級数でみると、西小学校と第七小学校、第三中学校はいずれも「適正規模校」となっています。

今後も当面の間は適正規模を維持する見通しですが、今後の宅地開発の状況など将来の見通しについて注視しつつ、適切に施設の維持管理を行いながら現状の維持に努めてください。

第5章 今後の進め方について

本委員会では、今後、教育委員会が取組みを推進していくにあたって、以下の点について考慮されることを望みます。

(1) 子どもたちにとって安全でより良い教育・保育環境の実現

学校園は、単なる教育施設というだけではなく、地域において様々な活動の拠点となる施設です。誰もが子どもの頃に利用していることから、思い出や誇りなどにも包まれた大切な資産でもあり、実際に適正規模・適正配置の取組みを進めるにあたっては関係者も多岐にわたることが予想されます。

しかし、あくまでも主役は子どもたちであり、「子どもたちにとって、安全でより良い教育・保育環境を作る視点」を第一に具体的な課題解決策を検討の上、取組みを進めてください。

昨今、通園・通学時における事件や事故など、子どもたちの安全面で懸念される事象についての報道も多くみられます。現状の再点検はもちろんですが、特に適正規模・適正配置の取組みによって通園・通学区域を見直す場合には、こうした危険を未然に防止するため、通学路における安全確保等には十分配慮してください。そのためには地域住民や関係機関と協力するとともに、子ども自身が危険を認識し、自分の身を守るための安全教育などにも積極的に取り組まれることを望みます。

(2) 速やかかつ着実な取組みの推進

本市の学校園を取り巻く状況をみると、小規模化と大規模化が同時進行しており、いずれも待ったなしの状態となっていると考えられます。

本答申を踏まえ、基本方針を策定し、具体的な取組みを推進されていくものと想定されますが、施設の建替えの時期等も見据えながら、優先順位付けを行い、できるだけ速やかかつ着実により良い教育環境の実現を図ることを望みます。

昨今は、小中一貫校や義務教育学校といった新たな枠組みの導入や、学校園施設と他の公共施設との複合化や共同利用など、これまでの学校園のイメージを大きく変えるような取組みも推進されています。適正規模・適正配置の取組みは長期にわたることから、本市においても、学校園を核としながらも、幅広い視点で検討を進めるようにしてください。

(3) 社会情勢の変化を踏まえた見直しと情報発信

学校園の適正規模・適正配置についての検討は、教育的な視点だけではなく、地域との関わりも含めて、将来にわたって影響が生じる可能性を含んでいます。策定される基本方針に基づく取組みについては、適切に進捗管理を行い、その経過については積極的な情報発信に努めてください。

また、今後、国や大阪府における教育制度の変更や社会経済情勢の変化など、学校園のあり方について影響を及ぼす制度変更等があった場合は、必要に応じて見直しを行うなど、柔軟かつ継続的な取組みとして推進されることを望みます。



大 狭 教 総 第 4 2 号
令和3年(2021年)7月6日

大阪狭山市これからの学校園の
あり方検討委員会 委員長 様

大阪狭山市教育委員会



「大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針」の
策定について（諮問）

大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針を策定するにあ
たり、貴委員会の意見を求めます。

（趣旨）

第1条 この規則は、大阪狭山市附属機関設置条例（平成25年大阪狭山市条例第6号）第3条の規定に基づき、大阪狭山市これからの学校園のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

（委員）

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市民
- (3) 市立認定こども園、幼稚園、小学校及び中学校の保護者代表
- (4) 大阪狭山市自治会地区会連合会の長又はその者から推せんされた者
- (5) 大阪狭山市まちづくり円卓会議の代表又はその者から推せんされた者
- (6) 市立認定こども園及び市立幼稚園の園長代表
- (7) 市立小学校及び中学校の校長代表
- (8) その他教育委員会が適当と認める者

2 前項第2号で掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りではない。

（任期）

第4条 委員の委嘱又は任命の日から2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長等）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後の最初の会議は、教育委員会が招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めて、その意見又は説明を聞くことができる。

(幹事会)

第7条 委員会の所掌事務を円滑に遂行するために、委員会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、委員会の所掌事務の具体的事項に関し検討及び協議を行う。

3 幹事会は、会長、副会長及び幹事をもって構成する。

4 会長は、教育部長を、副会長はこども政策部長をもって充てる。

5 幹事は、教育委員会事務局の理事、課長及びその他教育委員会が必要と認める者のうちから、会長が指名する者をもって充てる。

6 会長は、幹事会の事務を総理し、幹事会を代表する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事会の会議)

第8条 幹事会の会議は、会長が必要に応じ招集し、会長がその議長となる。

(関係者の出席等)

第9条 委員会及び幹事会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 委員会及び幹事会の庶務は、教育部において処理し、こども政策部がこれを補佐する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会及び幹事会の運営について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月22日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年6月30日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

資料 3 大阪狭山市これからの学校園のあり方検討委員会 委員名簿

(敬称略)

区分		氏 名	所属等	備考
1	識見を有する者	今西 幸蔵	高野山大学文学部教育学科特任教授	委員長
		地下 まゆみ	大阪大谷大学教育学部教育学科教授	副委員長
2	公募市民	針田 美子	—	
		西脇 文恵	—	
3	市立認定こども園、幼稚園、小学校及び中学校の保護者の代表	荒木 裕子	大阪狭山市PTA連絡協議会	
		鈴木 敏弘		
		藤井 元子		
4	大阪狭山市自治会地区会連合会の長又はその者から推せんされた者	山村 歳幸	大阪狭山市自治会地区会連合会 (狭山中学校区)	
		菊屋 英一	大阪狭山市自治会地区会連合会 (南中学校区)	
		酢谷 貢	大阪狭山市自治会地区会連合会 (第三中学校区)	
5	大阪狭山市まちづくり円卓会議の代表又はその者から推せんされた者	大西 圭介	狭山中学校区まちづくり円卓会議	
		横山 まゆみ	特定非営利活動法人南中学校区円卓会議	
		中辻 功	第三中学校区まちづくり円卓会議	
6	市立認定こども園及び市立幼稚園の園長代表	中川 あつ子	東野幼稚園長	
7	市立小学校及び中学校の校長の代表	寺田 育	北小学校長	
		寺下 憲志※ ¹ 堀内 一憲※ ²	狭山中学校長	
8	その他教育委員会が 適当と認める者			

委嘱期間：令和3年7月6日～令和5年7月5日（※1 ～令和4年3月31日 ※2 令和4年4月1日～）

資料4 大阪狭山市これからの学校園のあり方検討委員会 審議経過（概要）

会議	開催日	議事内容
第1回	令和3年7月6日（火）	・委員の委嘱・任命 ・委員長・副委員長の選出 ・諮問書手交 ・資料説明（基本方針の策定指針について）
第2回	令和3年10月28日（木）	・通学区域別将来人口推計について ・大阪狭山市立幼稚園について ・大阪狭山市立狭山中学校区の学校について
第3回	令和3年12月3日（金）	・他市公立幼稚園との比較について ・市立幼稚園の再編・統合について ・意見書（案）について
第4回	令和4年1月21日（金）	・意見書（案）について
第5回	令和4年5月12日（木）	・第1回から第4回までの振り返りについて ・今年度のスケジュール（案）について ・小規模校及びこども園の現状と課題について
第6回	令和4年6月29日（水）	・学校園の適正規模・適正配置に関するアンケート調査について ・小規模校及びこども園の現状と課題等について
第7回	令和4年8月29日（月）	・アンケート調査結果について ・小・中学校の適正規模について ・幼稚園・こども園の適正規模について
第8回	令和4年11月1日（火）	・答申（案）について
第9回	令和4年12月1日（木）	・答申（案）について ・今後のスケジュールについて